

総務常任委員会調査報告書

(平成23年3月定例会)

1 調査事件

危機管理について

2 調査目的

世界を震撼させた新型インフルエンザ、産業活動に打撃を与える口蹄疫、情報漏洩と個人情報保護、全国的に頻発する記録的な集中豪雨。記憶に新しいスマトラや四川や阪神・淡路大震災など、迫りくる危機への対応が大きな課題である。

本町でもこれまでの雨量記録を更新するなどゲリラ豪雨が増加傾向にあり、地震についても「庄内平野東縁断層帯」の発生確率が公表されている。

今回は、自然災害に対する地域防災計画の検証と危機管理を課題として捉え、災害の発生と拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対して、どのような弱点があるのか、具体的に把握し、その対策について調査することとした。

3 調査経過

平成22年7月30日	(協議会)
平成22年8月11日	(協議会)
平成22年8月19日	(協議会)
平成22年9月9日	(会期中)
平成22年9月15日	(会期中)
平成22年10月1日	
平成22年10月8日	
平成22年10月13日～15日	(視察調査) (兵庫県淡路市、兵庫県佐用町、兵庫県神戸市)
平成22年10月25日	
平成22年11月4日	
平成22年11月10日	
平成22年11月10日	(消防団幹部との懇談会)
平成22年11月16日	(町内防災施設視察、自主防災会役員との懇談会)
平成22年11月26日	
平成22年12月15日	(会期中)
平成22年12月21日	(会期中・町内排水現地調査)
平成22年1月7日	
平成22年1月20日	(鶴岡市役所温海庁舎、松肝ふれあいセンター調査)
平成22年1月24日	
平成23年2月2日	

平成23年2月10日

平成23年2月17日

4 調査結果

[現況]

本町では災害等の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産並びに町土を災害等から保護することを目的に、災害対策基本法の規定により庄内町防災会議が地域防災計画を策定している。

今後想定される災害発生時の対策の充実・強化、災害における被害を最少限に抑え町民が安心して生活できる、安全で安心な庄内町の実現に努めている。

近年の水害状況については、平成20年8月14日～15日にかけて1時間当たりの最大雨量67.5ミリで総雨量430.0ミリ（1976年統計開始以来通年で1位）のゲリラ的集中豪雨が発生している。

また、庄内平野東縁断層帯南部（庄内町～鶴岡市藤島地域）は今後30年以内にM6.9程度の地震が発生する確率は最大6%の長期評価が公表されている。

自主防災組織は町内115集落全てで組織されている。防災訓練、消防訓練、避難訓練等の訓練を実施している。

消防団は、14分団97班編成であり団員数は条例定数1,100名に対し1,030名で加入率は93%であり、町民の約23名に1名が消防団員である。災害発生時においては町民の生命、身体及び財産を保護する活動に従事する重要な組織である。近年、地域によっては新規団員確保の困難や昼間在住団員の減少に伴い、各集落においてその対応に苦慮している状況にある。

[課題]

(1) 地域防災計画について

ア 防災計画の構成について

災害基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により庄内町防災会議が策定する災害等防災対策の基本となる計画である。

本町における地域防災計画は、合併前の二町の計画をまとめた形で、平成18年8月28日に策定された。その後2回（H20・H21）一部修正されている。

計画の構成は総則、災害予防計画、災害応急計画、震災対策計画、災害復旧・復興計画、個別災害対策編の6編成となっているが、具体的な災害の種別ごとの構成になつてないので分かりづらい。

イ 防災訓練について

防災訓練計画において、訓練項目が列挙されている。今年度は交通規制から始まり、避難訓練、火災防御訓練、要援護者避難支援、心肺蘇生、救急搬送、ガス・上水道応急復旧、炊き出し、給水訓練が行われた。

しかしながら訓練項目にある、災害情報収集訓練、非常通信訓練、災害対策本部設置・運営訓練など実践的な図上訓練、職員の招集マニュアルにある全職員を対象にした召集訓練などは行われておらず、参加対象も防災担当、管理職のみである。防災ボランティア受け入れ訓練、救急物資輸送訓練も行われていない。

また、庁舎における職員の避難訓練についても、近年実施されていない。

ウ 職員に対する防災教育について

防災知識の普及計画において、職員に対する防災教育が定められている。国・県等が実施する研修会等に参加させ、防災教育の普及・徹底を図るとある。いざという時の対応の成否を最後に左右するのは、結局は人間の力量であり、防災・危機管理の業務を遂行するためには、高度な判断能力と豊富な危機管理に関する知識の蓄積が求められている。しかしながら、町においては充実した研修、組織的に専門知識を蓄積できるような人事ローテーションの工夫など、防災面でのエキスパートを体系的に育てる人材育成は行われていない。

エ 避難勧告等発令基準の明確化について

避難体制整備計画において、災害時に適切な避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示ができるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努め、発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとある。

しかし、避難計画の中では、避難勧告等の手順について触れられてはいるが、その基準については最上川・赤川の水位のみであり、町内の立谷沢川・京田川については触れられていない。

(2) 災害時の対策本部と情報管理について

ア 災害対策本部の設置について

災害対策本部は、立川庁舎大会議室もしくは立川保健センターに設置することになっている。迅速な対応のための現地対策本部の設置基準は設定されていない。

また、対策本部を設置した場合、防災関係機関に直ちに連絡するとなっている。過去に通知先である議員に直ちに連絡がない事例があった。

イ 災害対策本部の構成について

災害対応には、迅速で的確な判断と決断が求められている。本部は総合調整部、人的対策部、ライフライン対策部の3部構成で、その中で5～6班体制で対策にあたることになっている。しかしながら職員、消防団員のみの構成となっており、地域の代表者が構成メンバーに入っていない。

また、設置基準は地震及び大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、その他必要な時となっているが、災害の態様は年々変化しており、きめ細かな設置基準を定めることが課題である。

ウ 情報伝達手段について

今回観察した佐用町でのアンケートによると、避難した人の内半数以上にあ

たる 54.3%の住民は防災行政無線を聞いていなかった。本町では防災行政無線以外で個別に情報伝達の手段は設定していない。

住民などに迅速・確実な情報を伝達できるよう既存の情報伝達機器をより有効に活用する必要がある。また、新たな情報伝達手段についても検討する必要がある。

エ 災害時行動指針について

災害時職員初動マニュアルは、平成 20 年に作成し配布済みであるが、町民用のマニュアルについては作成されていない。

(3) 防災組織について

ア 消防団員の確保対策について

高齢化、若年層の減少、勤務状態の多様化、地域社会への帰属意識の希薄化などで、消防団員のなり手がいない現実がある。消防団は地域防災を支える要として必要不可欠な組織であり、地域コミュニティを醸成する役割も担っている。今後とも時代の変遷に合わせて組織の在り方や、団員の確保対策が課題である。

加えて、施設、設備、資機材等についても実態に合わせて配備をすることが求められている。

イ 自主防災組織の活動について

本町における自主防災組織は 115 行政区全てに設置されている。しかしながら、活動状況をみると、訓練や講習会などを実施した数は、報告分のみをみても、平成 21 年度 18 団体、平成 22 年度 16 団体と決して活発とはいえない状況である。

地域の防災を担うのは、初動時においては地域の住民であり、コミュニティを強化するとともに、地域の安全は地域で守るという「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上が必要である。そのためには、リーダーの育成、構成員の研修、防災資機材の充実、多様な災害に対応できるハザードマップの作成などを通じて、地域が一体となって防災に取り組む意識の醸成が課題である。

(4) 災害に強い町づくりについて

ア 本庁舎の耐震対策について

総合計画基本計画（案）の町民満足のための高質・効率的な行財政の推進の施策の方針の中で、老朽化が著しい役場本庁舎を含め、庁舎の在り方について検討を進めるとある。

防災計画では、災害対策本部の設置場所は立川庁舎となっているが、大規模な震災時には、本庁舎の倒壊も懸念される。サーバ室を始め、中枢部が損壊すれば、行政機能が麻痺する恐れがある。耐震補強できない構造であるとすれば、移転か改築しかない。

有利な起債を活用できる残された期間は限られており、早急に俎上に載せるべきか判断が急がれる。

イ 災害の教訓と総括について

平成 20 年 8 月 14 日午後 8 時 30 分第 2 次配備体制、15 日午前 1 時 00 分災害対策本部が設置された集中豪雨については、記憶に新しいところである。

対策については、被害状況の把握、住民への広報、避難所の開設、災害復旧対策について講じている。しかし、防災行政無線による注意喚起広報は行われているが、午前 2 時 10 分の自主的避難を呼びかける広報については、どのような判断基準で、どれくらいの住民が聴取したのか、また深夜の避難状況はどうだったのか、消防団と自主防災会はどう対応したのかなど十分な総括がされていない。

ウ 市街地・山地排水対策について

近年、局所的ゲリラ豪雨による市街地での床下、床上浸水による被害が度々発生している。想定していなかった雨量といえばそれまでだが、宅地内がコンクリートやアスファルト舗装が多くなったことにより地下浸透せず、勢いよく排水路に流れ込んで溢れる現象が多発傾向にある。特に新興住宅地において、その傾向が顕著である。今後も、ゲリラ豪雨が予想されることから抜本的な対策が求められる。

また、山地排水についても、平成 20 年 8 月の豪雨時には既存の堰より溢水がみられた。合わせて対策が求められる。

エ 情報伝達と初動体制について

本町は地形的に東西 17.4km、南北 38.9km の細長い地形であり、近年のゲリラ豪雨や村雨では地域的に雨量差がみられる。そのような状況の中、土砂災害通報システムの整備による雨量情報を的確に捉え、情報伝達することが求められている。

また、防災行政無線の伝達では集落のすみずみまで放送内容が届かない場合や、よく聞きとれない場合がある。

避難誘導、要援護者の支援など初動体制については、職員用災害時初動マニュアルが配備されているが、想定訓練などを通しての認識が求められる。

また、災害への備えや心構え、避難の心得などを掲載した、家庭用防災マニュアルもまた、必要性が高まっている。

オ ハザードマップの作成と活用推進について

ハザードマップについては「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」において、町の義務として印刷物の配布その他の措置を講じなければならないとされている。本町においても 79ヶ所の危険箇所が確認され、警戒区域イエローゾーン 55ヶ所、特別警戒区域レッドゾーン 37ヶ所が県から指定された。それを受けて町では、住民参加型のハザードマップを、現在のところ 5 集落で作成し、そのうち 3 集落で要援護者避難も含めて避難訓練が実施されている。引き続き予定されている集落も複数あるが、その作業が遅れている。

カ 公共施設と一般住宅の耐震診断と耐震改修について

一般住宅の耐震診断が必要な建物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前の着工物件が対象で 4,400 件程度とされている。耐震診断済みの物件は 9 件で、耐震診断率は 0.2% と非常に低い数値となっている。耐震改修については、町として把握できるデータがないのが現状である。また、公共物件の耐震化率については、全施設数 141 件の内 97 件が耐震性有の判定であり、68.79% の耐震化率となっている。

公共下水道の施設と管路の耐震化の状況については、施設は昭和 56 年以降、全ての施設の建築部分については、その当時の建築基準に基づき耐震設計が行われているものと判断されている。管路の耐震化の状況は、総延長 129.8km の内耐震管敷設は 73.6km (56.7%) となっている。

水道の施設と管路の耐震化の状況については、施設の内余目地区においては笠山配水場及び幹線配水管は耐震化となっているが、立川地域の狩川地区、清川地区の送水管、配水管、取水井は耐震化となっていない。耐震化するには、狩川地区の送水管だけでも約 2 億 7 千万円かかり、耐震診断にも多額の費用がかかる。狩川地区でもし被害等を受けた場合は、既に整備済みの緊急連絡管から広域水道の 100% 入水に切り替える予定である。清川地区については、大規模改造時期（ろ過施設の新設や施設の更新時）に合わせて、送水方式も再検討し、耐震化する予定である。管路の状況は、総延長 209.8 km の内耐震管敷設は 25.9km (12.3%) に止まっている。毎年建設改良費で行う水道管の入替延長はおよそ 1.5km であり長い年月を要する。

ガスの施設と管路の耐震化の状況については、施設の内ガスホルダー 2 基を平成 23 年度に耐震補強工事を行う予定であり、それにより完了する。管路の状況は、中低圧管の総延長 250.9km の内、耐震管敷設は 219.0km (87.2%) に上っているが、国からの指導で 2020 年までに改修しなければならない。

町民の生活に欠かせないライフラインであり、年次計画の中で優先順位を決め耐震化率と耐震改修を進める努力が求められる。

【意 見】

(1) 地域防災計画について

ア 防災計画の構成について

非常にわかりにくく実用的でない。災害の種別ごとの構成にすべきである。

イ 防災訓練について

淡路市においては、職員の招集について携帯電話のメール機能「防災ネット」を活用し、年に一度抜き打ちで召集訓練を行っている。災害時に的確な対応ができるよう職員非常参集訓練、情報収集伝達訓練、本部運営訓練、他機関との連携訓練など実践的な図上訓練や避難・防災訓練などを繰り返し実施することで職員の災害対応の能力の向上に努める必要がある。庁舎での避難訓練も早急に実施すべきである。

また、対策本部における各部・各班の担当課、対策事項は定められているが、詳細に定めた活動マニュアルを作成し、実践的な訓練を行う必要がある。

ウ 職員に対する防災教育について

防災に携わる職員が着任後、一定期間集中的に研修を行う制度の整備、また習熟度に応じた研修の実施が必要である。（消防大学校における自治体の防災担当職員への危機管理講習会、総務省消防庁における「防災・危機管理カレッジ」、県の消防学校での研修会）

また、災害対策本部、災害対策連絡会議における意思決定において、本部長・議長を補佐する専門知識が豊富で、消防業務にも精通している危機管理監の配置も考慮すべきである。

エ 避難勧告等発令基準の明確化について

京田川や立谷沢川流域においても、発令基準を明確にしておくべきである。なおかつ、あらかじめ自主防災組織などに役場と情報交換を行う担当の住民を複数定めておくなど、住民による「災害モニター（仮称）」制度を構築すべきであり、この場合定点観測地点を定めておく必要がある。また、対象範囲を細分化し、適切な範囲での勧告等を出す工夫や、放送時間や場所、内容にも工夫をする必要がある。自主防災会での伝達についても要綱などを整備し、緊急性の高い場合などは、独自に行うことができるようになることが望ましいし、個別での確認もまた必要である。

(2) 災害時の対策本部と情報管理について

ア 災害対策本部の設置について

現地対策本部設置基準についても検討すべきであり、連絡については徹底すべきである。

イ 災害対策本部の構成について

効果的な活動を促進するためにも、自主防災組織の代表にも加わってもらう内容にすべきである。

ウ 情報伝達手段について

広報車や戸別訪問、マスコミよりの送信など多様な手段を用いての伝達が必要である。特に、大雨時に防災行政無線やテレビ等では十分に対応できない屋外の人に伝達できるエリアメールなどの導入、現在消防団で活用している「防災G I S メールシステム」の町民向けの活用、更に将来的には公共コモンズの普及に合わせた活用も視野に入れるべきである。

エ 災害時行動指針について

町民用のマニュアルについても作成すべきである。

(3) 防災組織について

ア 消防団員の確保対策について

班の編成については、一集落一班体制が基本になるものの将来の人口・年齢動態を鑑み、地域防災力を維持しつつ再編をも視野に入れるべきである。

また、同世代、同居住、同目的、地元への奉仕の精神涵養と位置づけ、いざ

という時に頼りになる、存在感のある組織として脱皮すべきである。

また、消防団OBも正式な位置付けをすべきであり、役場内にも班を組織すべきである。

加えて、町では平成22年から「消防団協力事業所」の認定制度が開始された。法人事業税を減免したり、公共事業の入札参加資格で加点している自治体もある。本町でも積極的に呼びかけを行い他の自治体にならって支援策を付与すべきである。

施設、設備、資機材については、ヘルメットの耐用年数や防火服の配備、積載ポンプ車への更新配置、豪雨時の土嚢や砂の備蓄、ポンプの長時間運転時の燃料確保（G Sとの契約）など課題は多く、順次計画的に対応していくべきである。

イ　自主防災組織の活動について

日常の自治会やPTAの行事、環境保護活動やお祭りなどと、避難訓練、消火器使用訓練、初動訓練などを組み合わせて、地域コミュニティの維持と共に防災活動、意義の向上を図っていくことが求められる。また、救命救急講習やAEDの講習も万一の時には有効である。

また、行政の本来目的は、住民の生命と財産を守ることであり、防災担当職員ばかりでなく、全職員がそれぞれ担当の自主防災組織とつながりを持ち、地域の実情や問題点、課題を頭に入れておくこともいざという時のために有効である。

(4) 災害に強い町づくりについて

ア　本庁舎の耐震対策について

平成21年に示された、大規模（ハード）事業優先順位（案）の中には、庁舎の改修・改築の予定はない。しかし、高質・効率的な行財政運営をしていく上で、肝心要の本庁舎が地震により他の公共施設より、いち早く倒壊することは避けなければならない。早急に対応を検討すべきである。

イ　災害の教訓と総括について

視察させていただいた佐用町の報告書の考察にも触れた通り、被災当時の生々しい状況が目に浮かぶような、説明・検証報告書であり、その中で防災体制の不備や混乱する応急対応の不手際、復旧活動の反省など、まさに全てをきらけ出しての検証であった。この経験を後世の防災対策に活かすことが、検証報告書を意義あるものにすることだと思われる。

本町でも平成20年8月14日のゲリラ豪雨を経験している。不備や不手際はなかったのか、被害を最少減にとどめる可能な策はなかったのか、一つひとつ検証しながら明日くるかわからない災害に備えるべきである。

ウ　市街地・山地排水対策について

現在計画されている排水対策が実施されれば多少なりとも解消できるのではと期待されるところである。しかしながら、抜本的な解決策とはならず、今後新たな水路改修や雨水貯水タンクの設置、調整池も選択肢の中に入つて

くるものと思われる。

一方、下流の状況を考慮すると、一方的に排水できればよいということにはならないし、排水することによって新たな冠水域が発生しかねない。また、土地改良施設利用料負担金として、町で 399.5 万円を拠出しているが、負担額算出の基本年より 20 年以上経過し、その間宅地排水の増加、除排雪の利用、流入生活ゴミの処理など、年々維持管理費が増加している。今後検討すべき課題である。

山地排水対策についても、堰の嵩上げなどを実施している箇所もあり、改修と合わせて今後計画的に対策を講じていく必要がある。

エ 情報伝達と初動体制について

平時から、町から発信する防災情報の考え方や意味・内容等について、研修会の開催やパンフレット配布などで理解を得て、いざという時の行動指針にする必要がある。また、防災行政無線を補助する伝達ツールを確保しておく必要がある。

ま初動体制については、日頃から安全性の高い避難路、避難先（指定場所、公民館や自宅の 2 階など）、避難方法（車は危険、夜間時など）を確認しておく必要があり、家庭用の防災マニュアル（風水害編、地震対策編）を作成し、啓発活動に生かすべきである。

オ ハザードマップの作成と活用推進について

先行集落にならい、積極的に働きかけを行いマップを作成すると共に、避難訓練等を実施し住民の意識高揚を図るべきである。

カ 公共施設と一般住宅の耐震診断と耐震改修について

昭和 56 年以前施行の住宅については、耐震補強工事に多額の費用が想定されることから、診断・改修が進まないものと思われる。持家住宅建設祝金制度に更に特典をつけ、改修を促すことも検討する必要がある。

公共施設及び下水道、水道、ガスの管路の状況はそれぞれの施行・敷設の年代を考慮し、年次計画を立てながら順次、耐震化を図っていくべきである。

自然災害を主とした危機管理のあり方をまとめたのが、今回の調査報告書である。

過去の災害に対するそれぞれの対応を検証し、災害の発生と拡大を防止するためには、自分たちの住んでいる地域が災害に対して、どのような弱点があるのか、具体的に把握しておくことが大切である。また、被害を軽減するためには、自助・共助・公助を自覚した取り組みが重要である。

災害対策を充実、強化し、災害における被害を最少減に抑え、同じような被害を生じることのない安全で安心な「住みやすく、住みつけたいまち」を築くことが求められている。なお、調査事件「危機管理について」は範囲が広いため、大きく 4 項目についてとりまとめたところである。

[視察調査報告（参考資料）]

視察地 兵庫県淡路市

1 観察年月日 平成 22 年 10 月 13 日

2 観察の目的

危機管理について

3 観察地の概要 (平成 22 年 4 月現在)

- ① 人口 48,800 人
- ② 世帯数 19,546 世帯
- ③ 面積 184.21km²
- ④ 財政規模 25,344,000 千円 (平成 22 年度一般会計当初予算)
- ⑤ 位置と地勢、気候

淡路市は、兵庫県の南部・瀬戸内海に浮かぶ淡路島の北端から中央部にかけて位置する島の北側三分の一を占める市である。明石海峡大橋を通じて、神戸市と隣接しており神戸都市圏に含まれている。

気候は、瀬戸内海式気候にあたり温暖だが、雨が少ない(年間平均気温約 16°C、年間降水量約 1,300mm)。そのため、農業用ため池が多数存在する。

平成 17 年 4 月 1 日、淡路町、北淡町、東浦町、一宮町、津名町が合併し淡路市となった。

4 兵庫県南部地震の被害状況

平成 7 年 1 月 17 日 5 時 46B 分頃マグニチュード 7.2 最大震度 7 を記録する兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）が発生した。震源地は明石海峡で震源が浅かつたため揺れは大きく、日本の観測史上はじめて震度 7 を記録した。

当時の北淡町は人口約 11,000 人、世帯数約 3,700 世帯だった。地震による被害として死者 39 名、全壊・半壊家屋が約 2,300 棟に及ぶなど、甚大な被害を被った。

5 取り組みの現況

(1) 地域防災計画について

平成 19 年 3 月末（平成 18 年度）策定。以下の構成となっている。

- ア 風水害等対策編
- イ 地震災害対策編
- ウ 資料編

(2) 災害時の対策本部と情報管理について

ア 災害時の対策本部

淡路市の災害対策本部は、淡路市防災あんしんセンターに設置し、現地対策本部は市内 5 事務所に設置することとしている。また、職員の募集については、携帯電話のメール機能で「淡路市防災ネット」を活用し募集している。

尚、年に一度抜き打ちで募集訓練を実施している。

イ 情報管理

淡路職員災害初動マニュアル及び淡路市災害応急対策実施要領に基づき情報管理を行っている。

兵庫防災ネットの中で、淡路市の火災、災害発生時の被害状況、職員出動状況等の情報共有を目的とした情報システム（市民、消防団、職員）がある。

(3) 自主防災組織について

ア 自主防災組織の現状

淡路市は 235 町内会（自治会）すべてに自主防災組織があり、消火訓練、避難訓練、講演会等の行事を実施している。また、消防団活動が活発である。

（団員 1,918 名、市民の約 26 名に 1 名が消防団員）しかし、震災から 15 年経過したこともあり、あまり活動していない自主防災組織が多くなっているのが現状である。

年に一度、淡路市総合防災訓練を 5 地区持ち回りで、自主防災組織を中心として実施している。

(4) 災害に強い町づくりへの対応について

ア 防災行政無線

平成 7 年の阪神淡路大震災以降の平成 8 年から整備した。基地局（旧北淡町、一宮町、淡路町、東浦町）には、アナログ方式の防災行政無線を設置し、津名地区には合併特例債を活用し、平成 18 年にデジタル方式の防災行政無線を設置している。尚、屋外の拡声子局は、スピーカ型である。

また、津名地区と一宮地区全戸には、戸別受信機（1 個約 5 万円）、北淡地区、岩屋地区（旧淡路町）、東浦地区全戸には、防災ラジオ（1 個約 6 千円）を配布している。

イ 全国瞬時システム（J-ALERT）

総務省の補助金（全額補助）を活用して、大規模災害や武力攻撃事態、到達震度 4 以上が予想される時などに、通信衛星を利用し衛星通信ネットワークに接続された防災行政無線を自動起動させ市内全域に放送されるシステムを平成 21 年に整備している。

ウ 土砂災害通報システム

淡路市は淡路島の北部に位置し、北は明石海峡、西は瀬戸内海、東は大阪湾に面し、市の中央部は高い山脈が走り、市街地が海岸線に集中している。そのため、瀬戸内側と大阪湾側ではかなりの雨量差が見られる。

近年のゲリラ豪雨と呼ばれる現象に対応するため、市のホームページを通じて、市民もリアルタイムで雨量状況が把握できるように次のシステムを構築している。

(ア) 雨量計 8 箇所

(イ) 雨量情報表示板 5 箇所

(ウ) 情報表示端末装置 12 機

エ 映像監視システム

市内 4 箇所（河川 1 箇所、海岸 3 箇所）に監視カメラを設置し、水位情報

を取得している。

オ 自動通報装置（防災指令伝達用）

市内の防災行政無線を通じ、震度4以上の地震や津波警報が発令された場合に自動音声で市内全域に通報するシステム（平成19年度整備完了「全額補助」）

カ その他

(ア) ボランティアセンターを設定

ボランティアの受け入れは、ボランティアコーディネーターがいることでより効果的に運営することができる。

(イ) 企業に対する表彰制度

消防団員の活動をより推進するために、協力企業に対する感謝の意を表すため、賞状やステッカーを配布している。

(ウ) フェニックス共済制度

兵庫県単独の共済制度であり、年会費5千円で、災害時、国が300万円・県が600万円計900万円の共済金を受けられる。

6 関連施設

(1) 淡路市防災あんしんセンター（平成22年3月完成）

1階は配食センター、2階は防災センターとして、災害時には炊き出し施設や災害対策本部となり「市民の安全・安心」を確保する施設となっている。平常時は市内全域の小中学校への給食（一日4,000食を配食）や、市民の交流・憩いの場となる多目的センターなど、誰でも気軽に訪れる事のできる施設となっている。

淡路市防災あんしんセンター財源内訳

項目	金額	財源比率(%)
町づくり交付金（国土交通省）	465,110,940円	40%
合併特例債	662,720,000円	57%
一般財源	34,946,410円	3%
全体事業費	1,162,777,350円	100%

(2) 北淡震災記念公園

地震で現れた野島断層をありのままに保存・展示し、いろいろな角度から地震の脅威を如実に語りかけてくれる。

また、将来起こりうる大地震についても考えさせてくれる、様々な特徴を持った施設である。

ア 国道43号線倒壊再現模型の展示

イ 地震の仕組みや津波のシミュレーション映像

ウ 災害当時の建物の様子を公開しているメモリアルハウス

エ 震度7を体験できる体験館

オ 第二次世界大戦の神戸大空襲に耐え、阪神淡路大震災に耐えた防火壁

カ 地震の体験を風化させない様に語り継ぐ活動をするセミナーハウス

キ 野島断層の一部140mを屋内に保存

平成 10 年 7 月 31 日、国の天然記念物に指定された。

7 考 察

大災害にもかかわらず、消防団の自主的活動により、発生後 24 時間以内で一人の行方不明者を出すことなく、自衛隊の到着を待たずに、すべての住民の安全確認を終えることができ、多くの命を救うことができた。

また、消防団員が家庭のガスの元栓を閉めて歩いたことにより、火災（2 件）等の二次災害を最小限に防ぐことができた。普段から地域で活動し、各家庭の間取りまで知り尽くしている消防団だからこそできたことである。

庄内町の消防団員数を見ると 1,028 名（平成 22 年 9 月現在）で、町民の約 23 名に 1 名が消防団員であり、比率としては淡路市（26 名に 1 名）を上回っている。本町の自主防災組織の組織率は 100% であり、しっかり組織化はされているが、視察地同様消防団の活動状況と比較すれば活発とは言えず、活性化が課題である。

施設・設備面では、防災行政無線、J·ALERT の整備を庄内町でも行っている。ただ、防災行政無線については、難聴地域があるなど現状では課題も多いが、戸別受信機の配布、一部補助等による今後の対応も可能である。また、視察地が整備している土砂災害相互通信システムによる雨量情報、映像監視システムによる水位情報等は、本町でも、国・県が整備しているシステムを利用し情報収集している。

災害を未然に防ぐためにはできるだけ早く住民に気象の変動をリアルタイムで把握し、的確な情報を伝えることが大切である。

幸いにして、現状では災害の少ない庄内町ではあるが、近年はゲリラ豪雨が各地で発生しており、本町においても例外ではない。また、地震においては、庄内平野東縁断層帯があり、この断層は全国的にも発生確率が高いとされている。

いざというときはパニック状態になり、災害計画やマニュアルは役に立たないと言われている。先ずは自分の命は自分で守ること。災害に備え常に危機感を持つことが大切であり、町当局はもちろん住民も災害を身近なこととして捉え、普段の生活に生かしていくことが大切である。

自助としてやるべき備え、そして地域としての共助、また、町としてやるべき公助をどう築いていくか、いざという時に助け合える環境・地域づくりが今、最も必要とされている。

〔視察調査報告(参考資料)〕

視察地 兵庫県 佐用町

1 観察年月日 平成 22 年 10 月 14 日

2 観察の目的

危機管理について

3 観察地の概況 (平成 22 年 4 月現在)

- ① 人口 20,021 人
- ② 世帯数 7,199 世帯
- ③ 面積 307.51 k m²
- ④ 財政規模 11,927,000 千円 (平成 22 年度一般会計当初予算)
- ⑤ 位置と地勢

佐用町は、旧佐用町、上月町、南光町、三日月町の 4 町が合併し、平成 17 年 10 月 1 日誕生した町である。

位置的には、兵庫県西部の西播磨地域にあり、西は岡山県、東は宍粟市とたつの市、南は上郡町と接しており、その面積は 307.51 k m²で、兵庫県の 3.7% を占めている。姫路市へは約 40 k m、神戸市へは約 80 k m の位置にあり、姫路市との時間的距離は J R 姫新線により約 1 時間となっている。

町の南部には、佐用町とたつの市、上郡町にまたがって播磨科学公園都市があり、21 世紀の科学技術の発展を支える一翼を担っている。

北部には 600m 以上の山々がそびえ、中部は河川の流域に沿ってなだらかな丘陵地があり、集落や農地などが分布している。平地の占める割合はわずかで、山林などの自然的土地利用がその多くを占めている。

地形は中国山地の東端部に連なる西播磨山地を源として北から南に全国名水百選に選ばれた清流、千種川とその支流佐用川が町の中央を貫流している。この地形条件により、これまで何度か水害を発生させている。

4 台風 9 号災害の状況

平成 21 年 8 月 9 日に発生した台風 9 号は、佐用町佐用において時間雨量 89 ミリ、24 時間雨量 326.5 ミリを記録するなど、町の観測史上最大を記録する豪雨となり、死者 18 名・行方不明 2 名の人的被害をはじめ、1700 戸以上の家屋損壊、河川・道路・農地・農業用施設等の広範囲かつ大規模な損壊、農作物被害などにも甚大な被害をもたらすなど、町政史上に残る大災害となった。(詳細は添付資料参照)

5 災害検証報告書

(1) 開始と経緯

平成 21 年 8 月 9 日に佐用町に大きな被害をもたらした台風 9 号被害に対する町の対応を中心に検証し報告書を作成。(平成 22 年 7 月委員会から町へ提出)

委員会構成

検証委員		所属・職
委員長	室崎 益輝	関西学院大学災害復興制度研究所長
副委員長	斎藤 富雄	(財)兵庫県国際交流協会理事長
委員	宇田川真之	人と防災未来センター主任研究員
委員	菅 磨志保	関西大学社会安全学部准教授
委員	前林 清和	神戸学院大学防災・社会貢献ユニット長

(2) 目的

検証報告書を作成することにより、町地域防災計画に反映させるとともに、今後の災害対策を充実、強化し、災害における被害を最小限に抑え、二度と同じような大きな被害が生じることのない安全で安心な町の実現に資する。

(3) 内容

ア 災害対策本部体制

今回の水害に対し、早期に災害対策本部を設置し、町における過去の災害の経験をもとに対応しようとしたが予測困難な豪雨のため職員の招集が遅れ 3 号配備発令された時には、浸水や土砂崩れで参集できなかつた職員も多数いた。(1 号配備は 20% の職員、2 号配備は 50% の職員、3 号配備は全職員の招集)

過去、深夜に 3 号配備を発令しで全職員の約 63% の職員を招集したにもかかわらず行う業務がなく、翌日の勤務に支障が出たり、時間外勤務が多額になるなど招集に対する批判があり職員の招集を躊躇するようになっていた。

4 町が合併して年月が経っていないことと、町域が広くなっていたため配備された職員が地域の詳細な状況をよく把握していなかったことから、各地域からの情報に迅速・的確な対応することができなかつた。

対策としては、地域防災計画・水防計画を実践的なものに見直すことと、手順等を具体的に示した職員活動マニュアルの整備。

限られた人員で効果的な対応を行うために住民からの電話に対応する班、被害情報や気象情報の収集する班、住民に情報発信する班など役割を明確に分離した組織体制の見直しをする必要がある。

イ 防災情報の収集と発信

避難情報の発信については、平成 16 年 9 月の台風 21 号での経験から河

川の防災情報システムのテレメーター水位計による数値(避難判断水位超過)だけでなく、さらなる気象状況の悪化が明らかとなった時点で発信することにしていた。結果として避難勧告の遅れにつながった可能性がある。

今回の避難勧告の発令のきっかけも住民からの浸水の連絡であった。このことから、各地域に精通した町民が災害の状況を災害対策本部に報告することで情報を収集する「災害モニター(仮称)」の設置を検討する必要があると提言している。

また、収集した情報からの的確な判断をするために避難準備情報・避難勧告・避難指示と各段階での発令基準を明確にすること、また各地域情報を収集したうえで地域別の細かな避難勧告の発令が望ましいとしている。(今回の水害でも全町一律の避難勧告により、既に増水し屋外への避難が困難と思われる地域の住民が避難する際に被災した例があった。)

発令の判断については、これまでも基準に沿って避難勧告を発令して空振りした経緯があり、このことが発令を躊躇させたことが考えられる。

的確な勧告や指示の発令には、空振りを恐れない行政側の覚悟と、空振りを良しとする住民の意識が必要であると感じた。

担当職員に被災当時の状況を伺ったところ、あの大水害を経験した実感として、行政の対応と言っても水位が下るまで身動きできないのが現実であり、対策本部のあった本庁舎から僅か 100 メートルの距離にある民家からの救助要請にさえ濁流に遮られ対応できなかったとのこと。

この教訓から、町が発令する避難情報の精度を高めると同時に、それぞれの地域で地元の地理的条件を熟知した上で、各地域の状況にあわせて自ら避難時期を判断する意識づくりの重要さを学んだとのことであった。

実際、今回の水害でも 6 年前の水害で被害を経験している久崎地域については、この時の経験から独自の判断で避難し、商店街の水位が 2 メートルに達する町内で最大の被害があったにもかかわらず人的被害は皆無であった。

ウ 情報伝達手段

今回の災害時の情報伝達は、防災無線の受信装置として町内 39 ケ所に設置してある屋外拡声器とともに、原則、全戸に配備していた戸別受信機の放送で行われた。

実際には屋外拡声器については、設置場所の周辺であっても雨音等で聞こえにくい状況であり、屋内にある戸別受信機においても電源を切っていたなどして、避難した人の 54.3% と約半数が防災無線の放送を聞いていなかった。すでに設置してある C A T V 「さようチャンネル」による文字放送は可能であったが職員が被災したため行えなかった。

対策としては、CATVの活用、地域遠隔端末装置(防災無線を使っての集落内の放送)の使用、地域内における口伝いでの情報伝達など適切な情報を多様な伝達手段により迅速に伝達することが必要である。

また、新たな情報伝達手段としてNTTドコモがすでにサービスを提供しているエリアメールや、現在実証実験が行われている公共コモンズなどの導入が望ましいと提言している。

※エリアメールとはNTTドコモが、国・地方公共団体に提供している有料サービスで、契約している自治体では、避難勧告や津波に対する注意喚起などの防災情報を、自治体内のすべてのサービス対応端末へ一斉送信できるサービス。(詳細は添付資料参照)

※公共コモンズとは地上デジタル放送をはじめとする各種メディアにより、地域の安心・安全に関する情報を迅速かつ効率的に地域住民に提供する仕組で現在、実証実験が行われている。(詳細は添付資料参照)

また、各種の情報機器を緊急時において確実に操作を行うために、平時から担当者だけではなく多くの職員が操作に熟練する必要があると提言している。

エ ボランティア対応

災害発生の翌日午前10時には災害ボランティアセンターを設置、県社会福祉協議会にボランティアセンターに対するコーディネーター等のスタッフ職員の派遣を要請。結果、センターが稼動している8月10日から8月31日までの間、各社協や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議から、延べ709人の派遣があり、15,955人のボランティアが活動した。

ボランティアニーズの把握については町防災行政無線を通じて被災者への周知を行い、電話でニーズの受け付けを開始した。同時にニーズ調査班を組織しボランティアセンターの周知とニーズの把握をした。なかには自治会長や民生児童委員がニーズを取りまとめた地域もあり、よりスムーズに対応できた。

その後、ニーズ件数は減少していったが、見過ごされてたり、ボランティア活動の必要性があるにもかかわらず声を出せない被災者を探し出すためにローラー調査を行いニーズを把握した。

災害ボランティア活動は危険を伴うものであるが、軽装で被災地に来るボランティアがいるなど、活動の危険性を認識していない場合があった。

災害ボランティア保険には、受け付けで有無を確認し、未加入者には加入を必須とした。災害救助法適用型に加入が可能になったため、掛け金が1人300円で、加入受付日から効力を発生することができた。

(市民活動型は掛け金500円、効力は加入受付日の翌日から)

未加入ボランティア 13,924 人分 4,177,200 円の保険料は町が負担した。

災害ボランティアセンターの運営資金も町が負担した。原資は災害準備金助成制度から 1,800,000 円と災害活動ボランティア活動支援のために寄せられた寄付金 5,652,916 円を活用し問題なく確保できた。

対策としては、ボランティアの力をうまく引き出した活動をするには、地域をよく知ったキーパーソンの関与が不可欠である。町と町社協は、災害ボランティア活動や受け入れに係る意識啓発を図り、理解を深めるため地域住民や職員の研修を実施する必要がある。

平時から災害ボランティアをコーディネートし地域の受入環境を構築できる人材を発掘し、育成することが望ましい。

災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するために、保険・医療・福祉の専門職と連携して活動することが望ましい。

才 健康管理

日赤・県・日本看護協会からの支援を受け、災害発生翌日から医療活動を開始。設置をした 2 カ所の救護所や各地域の避難所において被災者やボランティアの健康管理を行った。さらに 2 日後からは、各地域を巡回健康相談を実施した。

町職員の健康管理について、災害発生から応急対応、復旧作業にいたるまでの町職員の業務は激務を極めた。被災者の対応に加えマスコミ対応(被災者への取材に心配りしない報道陣もあった)などで心身ともに疲れはて健康を害する職員が多くいたとのことであった。救護所において医療や精神的な相談に対応したが、あくまで住民対応であって、職員が相談できる環境ではなかった。

「人と防災未来センター」の主任研究員であり検証委員会の委員でもある宇田川真之氏によると、被災者のストレスの矛先が職員に向けられることがある。他とは隔離し、心身の相談ができるスペースを設ける必要があるとのことであった。

また職員の活動については、招集に応じるために猛烈な豪雨の最中、招集途中の職員が車ごと流されて死亡した事例があったと聞いた。町職員であっても自分の命は自分で守る意識を持つことが必要であり、使命感から無理な行動にならないよう自己管理が必要である。

6 考察

佐用町では、町政史上に残る、この大災害の教訓を生かし、二度と同じような大きな被害が生じることのないようにこの検証を実施した。その報告書は被害の状況、災害対策本部体制、情報収集、状況判断、対応、問題点の検証にもとづく提言など 227 ページにのぼる。

報告書を見ると被災当時の生々しい状況が目に浮かぶようであった。さらに、町としての防災体制の不備や刻々と変化する気象状況に混乱するなかでの応急対応の不手際、復旧活動の反省など、まさに全てを曝け出したうえで徹底して検証している内容であった。

被災して約1年が過ぎた現在、被害の復旧率が30%ほどと聞いた。心身の傷が癒えない段階で、とかく犯人探しになりがちなこの検証作業を建設的に、ここまで徹底して実施するには、町として強い覚悟を必要としたことが推察できる。

こここのところを佐用町議会議長に伺ったところ、「今回の災害で全国各地からボランティアや義援金などの温かい支援をいただいた。この恩義に応えるには、一刻も早い復旧と、この経験を後世の防災対策に活すことだと考えている」とのことであった。

同時に災害時の議員・議会の心構えを伺ったところ。「議員は、余計な口出しをせず職員の活動しやすい環境を整えてやることが大事である。あとは地域の一員として救助や復旧活動をすること」との助言をいただいた。

今回の視察で痛感したのは、過去の対応の不備や不手際を明確することで初めて改善点がみえて来るということであった。本町も地理的条件や合併して日が浅いなど、佐用町の検証報告書に学ぶところが多く、平成20年8月14日にゲリラ豪雨も経験している。あの時の水害をしっかりと検証したうえで、今回視察した佐用町の経験を活かした検証報告書を作成し、今後の防災計画に活すべきである。

最後に復旧作業や防災対策の強化に多忙ななか、今回の視察に対応していただいた佐用町に感謝するとともに、この水害で亡くなられた方々のご冥福を衷心からお祈りし視察報告書とする。

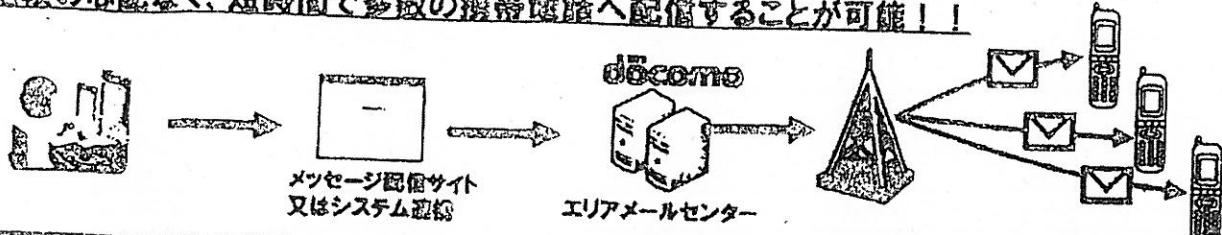
確実な伝達・わかりやすい情報 (エリアメールの活用)

■ エリアメール

■ 基地局から、強制的に、一斉同時送信

エリアメールのメリット③

緊急の心配なく、短時間で多數の携帯電話へ配信することが可能!!

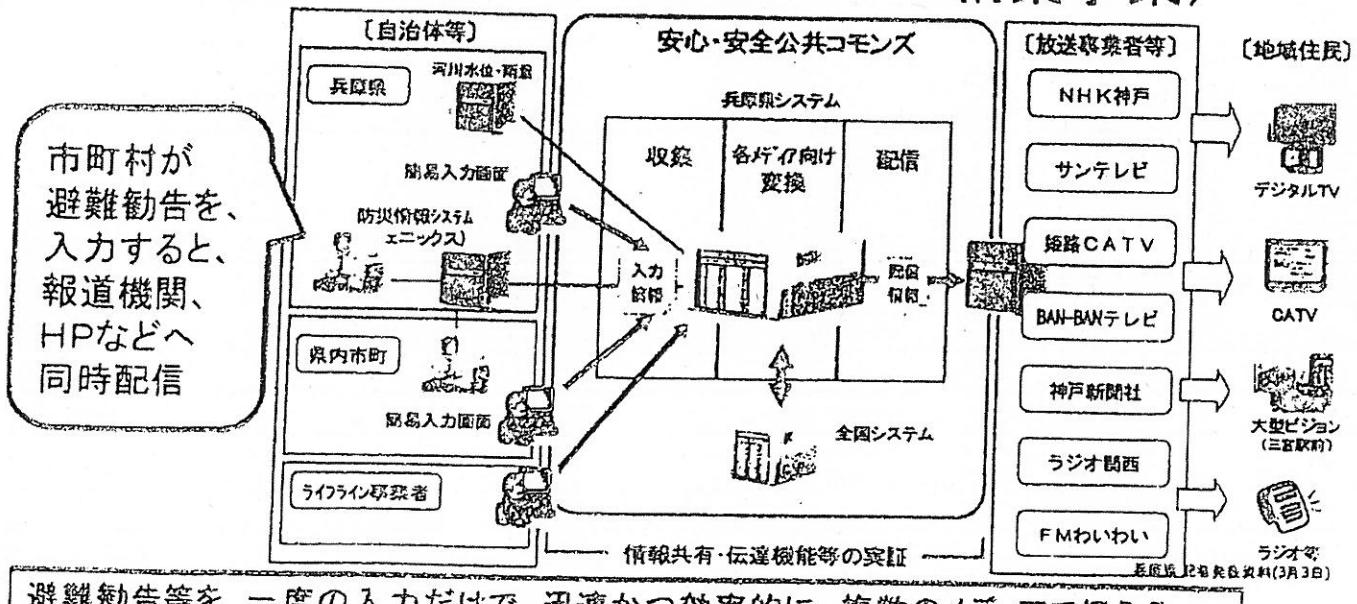


<http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/areamail/about/>

域内の全端末への一斉通報を行なう仕組み

確実な伝達・わかりやすい情報 (公共コモンズの活用)

■ 総務省(地域ICT利活用モデル構築事業)



避難勧告等を、一度の入力だけで、迅速かつ効率的に、複数のメディアで伝える

2 被害状況等

※災害救助法の適用：平成 21 年 8 月 9 日（兵庫県：佐用町・宍粟市・朝来市、岡山県：美作市）

※被災者生活支援法の適用：平成 21 年 8 月 9 日

※局地激甚災害の指定（旧上町）：平成 21 年 9 月 15 日、佐用町全域指定：平成 22 年 3 月 17 日

※被害状況等については、平成 22 年 3 月末時点

（1）人的被害の状況

	死者	行方不明者	合計
人的被害（人）	18	2	20

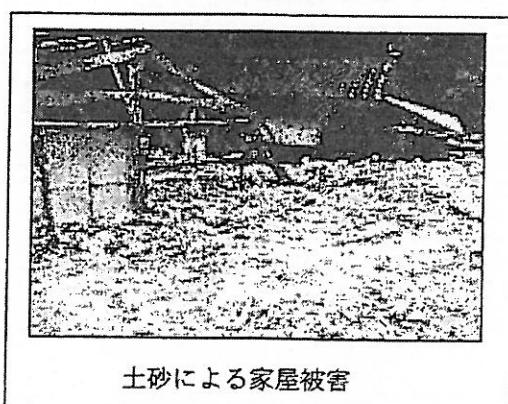
（2）住家被害の状況

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水*	合計
人家被害（棟）	139	269	483	157	742	1,789

*町調査による



河川漂流物による家屋被害



土砂による家屋被害

（3）ライフラインの被害と復旧状況

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時 約 2,700 戸	9 月 7 日
水道	断水世帯	8/10 ピーク時 約 4,750 世帯	8 月 27 日

（4）高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制発令時間	備考
高速道路 (中国自動車道)	山崎 IC～佐用 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上下線)	通行止	8 月 10 日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上り線) 福崎 IC～津山 IC(下り線)	通行止	8 月 10 日 01:00	山崎～福崎(下りのみ)の追加
	上記規制区間すべて	通行止解除	8 月 10 日 17:30	作東(出入)、佐用(流出) のランプ規制は継続
	佐用 IC (流出ランプ)	規制解除	8 月 12 日 10:00	規制の全面解除

(5) 道路の被害状況（佐用町内の通行不能箇所）

道路種別	崩土などによる 全面通行止の箇所数*	現在通行止箇所
県管理道路	24 箇所	0 箇所
町管理道路	52 箇所	5 箇所

*片側通行箇所は町内で 100 箇所以上



道路の被害状況【佐用町水根】



道路の被害状況【佐用町須安】

(6) 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開 (8/21) 佐用駅～美作江見駅間の運行再開 (10/5) →全線開通	
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開 (8/29)



姫新線の被害状況【佐用町早瀬】



姫新線の被害状況【佐用町須安】

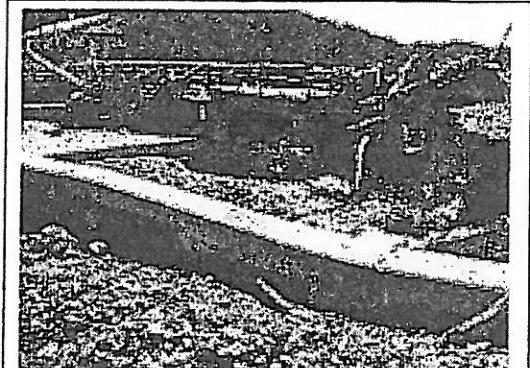
(7) 公共土木施設の被害状況（災害件数・金額※）

区分	兵庫県(光都土木管内)		佐用町	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
河 川	181	16,637,438	78	672,877
砂 防	31	333,442	—	—
道 路	47	297,666	101	344,535
橋 梁	1	6,407	17	443,824
水 道	—	—	4	274,410
下 水	—	—	7	310,972
合 計	260	17,274,953	207	2,046,618

*件数、金額については、災害査定による国庫補助決定数值



佐用川の被害状況【佐用町山脇】



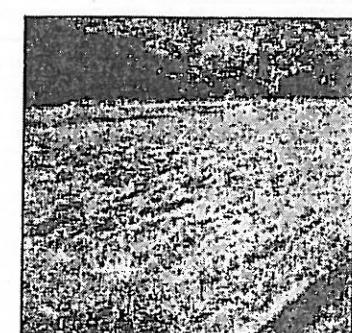
橋梁の被害状況【佐用町横坂】

(8) 農林水産業の被害状況

① 農産物被害状況*

作物名	面積 (ha)	被害額 (千円)
白大豆	90.0	10,065
黒大豆	6.0	6,654
水稻	450.0	186,302
ナス	0.3	663
ピーマン	0.1	564
ひまわり	3.0	315
合 計	549.4	204,563

*面積、被害額については聞き取り値



農産物の被害状況（大豆）

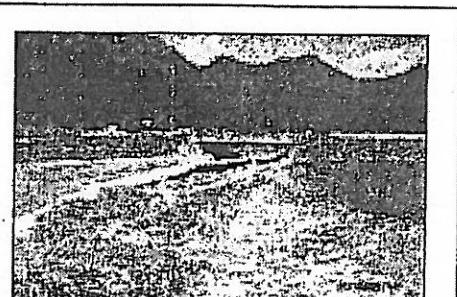
② 農畜産業施設被害状況*

農作物・畜産物施設名	件数	被害額 (千円)
パイプハウス	5棟	5,000
トラクター、コンバイン等の機械	269台	154,150
連絡橋	1橋	27,800
農協倉庫・営農センター等	3箇所	5,600
合 計		192,550

*件数、被害額については聞き取り値

(9) 農地・土地改良施設被害状況

区分	件 数	被害額(千円)
農 地	232	799,075
農業用施設等	道路	66,749
	水路	284,438
	頭首工	164,206
	ため池	86,645
	橋 梁	132,980
	小 計	735,018
合 計	416	1,534,093



農地の被害状況【庵】

*件数、金額については、災害査定による国庫補助決定数値

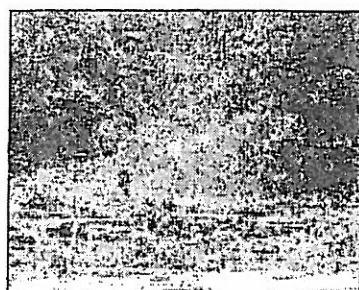
(10) 治山関係被害状況*

区分	箇所数	被害額(千円)
林地荒廃	152	1,419,750

*箇所数、被害額については聞き取り値



治山の被害状況【佐用町下秋里】



治山の被害状況【佐用町仁位】

(11) 社会福祉施設の被害状況*

区分	施設数	施設名
高齢者福祉施設	6	朝陽ヶ丘荘、やすらぎの家さよう 佐用朝霧園 浩陽園、 聖医会佐用リハビリステーション きらめきケアセンター上月
障がい者福祉施設	4	千種川リハビリステーションセンター ケアホームこすもす 共同生活介護施設たんぽぽ 地域活動支援センターあさぎり
保育園	4	長谷保育園 上月保育園 徳久保育園 久崎保育園
合計	14	

*被害状況については聞き取りによる



久崎保育園の被害状況

(12) 教育関係施設（学校）の被害状況 *

区分	学校名	主な被害状況
県立高校	佐用高校	土砂流入、排水溝決壊など
町立中学校	佐用中学校	法面擁壁の一部損壊など
町立小学校	利神小学校	フェンスの破損など
	江川小学校	体育館の床上浸水など
	久崎小学校	体育館の床下浸水など
	幕山小学校	トイレの浸水など
幼稚園	マリア幼稚園	グラウンド等に大量の土砂流入など

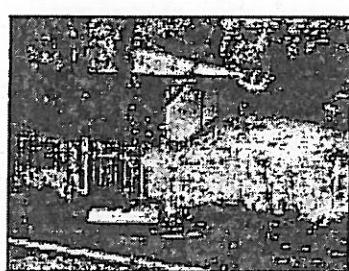
*被害状況については聞き取りによる

(13) 主な公立文教施設の被害状況

施設名	主な被害状況
町立図書館	床上浸水
さよう文化情報センター	床上浸水
上月文化会館	床上浸水
平福郷土館	床上浸水
佐用町昆虫館	床上浸水、施設倉庫破壊など
長谷体育館	大量の土砂流入など
上月体育館	エアコン室外機損壊など



町立図書館の被害状況



佐用町昆虫館の被害状況

(14) 指定文化財等の被害状況

区分	施設名	主な被害状況
県指定	飛龍の滝及びその周辺	参道に土砂流入
町指定	利神城	天主台の石垣崩落
未指定	平福景観形成地区	土砂流入、家屋損壊



平福景観形成地区の被害状況

(15) 中小企業者等の被害状況

① 商工会の被害状況*

区分	被 告 状 況	
佐用町 商工会	商工会館 (本所)	一時、胸まで浸水し、電気、水道、電話が使用不能 県商工会連合会や周辺商工会の復旧応援により、8/19 から業務再開
	上月支所	一時、胸まで浸水し、電気、水道、電話が使用不能、玄関扉も損壊 パソコン等事務機器もほぼ全損したが、県商工会連合会や周辺商工会の復旧応援により 8/18 から業務再開

*被害状況については聞き取りによる

② 店舗・工場・その他事業所の被害状況

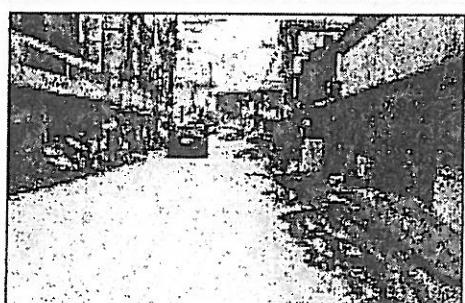
業種別被害状況*

*聞き取り値

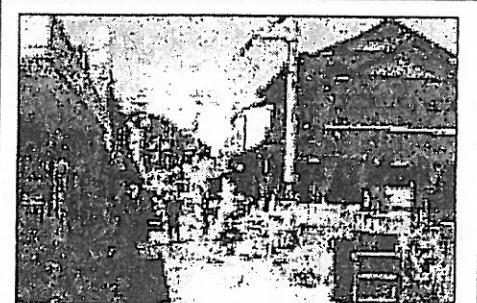
業 種	事業所数	被害総額(千円)
製造業	23	294,380
商業（卸・小売・飲食）	160	1,290,520
その他の業種	218	2,646,400
合 計	401	4,231,300

廃業事業者数

地 区	佐用	上月	久崎	三河	合計
廃業事業者数	6	4	3	1	14



商店街の被害状況【佐用商店街】



商店街の被害状況【久崎商店街】

(16) 病院等の被害状況

機関名	主な被害状況
佐用中央病院	浸水（1階部分）、MR I・CT・レントゲン機器などが損傷、断水（貯水タンク使用）、停電（一部使用可）
佐用共立病院	地下浸水（電気設備、ボイラー等使用不能）、断水（貯水槽使用不可につき災対本部から優先的に水を確保）
長田クリニック	床上浸水、レントゲン機器が損傷
池田歯科	床下浸水、配線などが損傷

(17) 町営住宅被害状況

修繕戸数	81戸
------	-----

(18) 地区センター、集会所被害状況

区分	被災状況
地区センター	久崎地区センターが大規模被災
集会所	佐用・上月地区 22 集落の集会所が被災

(19) 公用車被害状況

	水没により廃車	要修理
被災公用車	55台	5台

